

記載例

温泉利用許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)

←35,000円分の県収入証紙を貼付

住所 〇〇市△△ 〇丁目〇番〇号

氏名 (株)◆◆旅館 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

下記のとおり温泉を利用したいから、許可してください。

記

浴用又は飲用の別	浴用			
温泉のゆう出地	〇〇市△△ 〇丁目〇番〇号			
土地掘削許可年月日及び指令番号	平成〇〇年〇月〇日、長野県指令 第〇〇号			
温泉採取許可年月日及び指令番号	年 月 日、長野県指令 第 号			
可燃性天然ガス濃度確認年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
温泉利用施設（温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設）の場所及び名称	場 所	〇〇市△△ 〇丁目〇番〇号		
	名 称	◆◆旅館		
温泉の温度並びに成分並びにその分析及び検査を行った登録分析機関の名称及び登録番号	温度	〇〇℃	成分	温泉分析書の写しのとおり。
	名称	(分析機関名)	登録番号	(長野県第〇号)
備考	温泉分析書の内容を記載			

どちらか一方に記入
(源泉採取権者に
確認してください)

温泉分析書の内容を記載

(備考) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を口書する場合は、押印を省略することができる。

(参考) 添付書類作成要領

1. 申請者が法人の場合は法人の登記事項証明書

- 法人の場合のみ添付してください。
- 最新の情報が記載された、発行後概ね6月以内のものを添付してください。

2. 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
「温泉利用基準（飲用利用基準）」（最終改正 平成19年10月1日付け環自総発第071001002号）に基づく検査結果を記載

- 飲用の許可申請の場合は、上記項目の試験結果（写し）を添付してください。

3. 温泉のゆう出地及び温泉利用施設の場所を示す図面

- ① 温泉利用施設の案内図
- ② 温泉利用施設（浴室、浴槽、飲用設備等）の位置、容積及び配管状況を明示した旅館等全体の平面図等
- ③ 温泉のゆう出地点から温泉利用施設の所在地までの配管の概要（経路、距離、管の材質、口径等）を明示した見取図

- ① **案内図**：利用施設周辺の道路地図、インターネット上の地図等を添付し、許可を受けようとする施設の場所を明示してください。
- ② **平面図**：利用施設における浴槽、配管等が所在する階の平面図を添付し、当該平面図上に温泉を使用する浴槽及び温泉配管を明示（色塗り等）してください。また、浴槽の容積を記入してください。
- ③ **配管見取図**：利用施設周辺の地図を添付し、源泉から利用施設までの温泉配管を明示してください。

4. 温泉に含まれる総硫黄が「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（平成18年3月1日環境省告示第59号）」に定める数値以上含有する場合は、同基準で定められた設備構造等であることを示す図面

- 温泉分析書の泉質が、「単純硫黄温泉」又は「含硫黄一〇〇泉」となっている場合が該当します。
- 対象となる利用施設においては、次の構造を備えていることを示す図面を添付してください。

温泉利用施設の設備構造（平成18年環境省告示第59号から抜粋）

温泉利用許可者は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を(2)及び(3)において示す設備構造等とすることにより、浴室（露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。）内の空気中の硫化水素濃度を(1)に示す基準を超えないようにすること。

(1) 浴室内の空気中の硫化水素濃度

- イ 浴槽湯面から上方10cmの位置の濃度 20ppm
- ロ 浴室床面から上方70cmの位置の濃度 10ppm

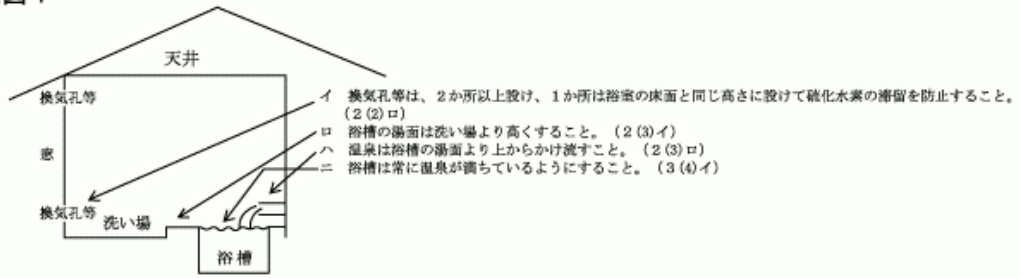
(2) 換気孔等又はばっ気装置等

- イ 温泉を公共の浴用に供する施設の設備構造等として、以下のいずれかの設備構造等とすること。
 - (イ) 換気孔若しくは換気装置（以下「換気孔等」という。）（常時開放して浴室内に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造
 - (ロ) ばっ気装置等（源泉から浴室までの間に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造
 - (ハ) 換気孔等及びばっ気装置等を有する構造
- ロ 換気孔等の設置については、浴室内に2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の床面と同じ高さに設けること。（別図1参照）
- ハ 浴室内には、硫化水素が局所的に滞留するような構造又は装置（ばっ気装置と同様の構造を持つ装置等）を設けないこと。

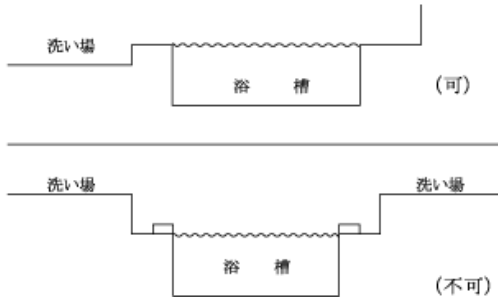
(3) 浴槽

- イ 浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。（別図1及び2参照）
- ロ 浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。（別図1及び3参照）

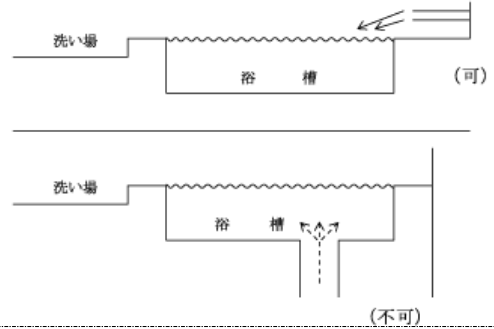
別図 1



別図 2



別図 3



5. 温泉分析書の写し

- 登録分析機関が発行した温泉分析書の写しを添付してください。

6. 申請者が、温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

- 別添様式例を参考に作成してください。

7. 他者の源泉の温泉を利用する場合は、「分湯契約書」等の写し又は、温泉採取権者の利用承諾書の写し

- 分湯契約書や利用承諾書等、温泉供給に関する契約関係がわかる書面の写しを添付してください。